

令和3年3月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール

2. 出席委員（14人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第62号 農用地利用計画変更の承認について

議案第63号 農地法第3条の規定による許可について

議案第64号 農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について

議案第65号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について

議案第66号 農地のあっせん申出の取下げについて

議案第67号 非農地証明書の発行について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

② 相続登記に関する報告

5. その他

① 令和2年賃借料の情報提供について（3月区長会にて情報提供）

② 農地「貸したい・借りたい」一巡目総点検アンケート等について

③ 農地利用最適化交付金（報酬）について

④ 令和2年度版「農家相談の手引き」無料配布について

⑤ 次期総会及び研修会について

令和3年4月23日（金）午前9時から 和泊町役場結いホール

議案提出締切日：4月15日（木）午後5時まで

現地確認調査日：4月16日（金）午後1時30分から

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
 事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 久富 ひとみ

<p>9:00～ 事務局</p>	<p>皆さん、おはようございます。ただ今より令和3年3月期和泊町農業員会令和2年度最後の定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>おはようございます。今月、会長として、予算委員会への出席と次世代人材投資の面接に参加しました。7名の方が面接を受けましたが、毎回のことなのですが、素晴らしい方ともう少し努力が必要な方がいました。今後、次世代人材投資の対象になるのが大変難しくなる様なことを聞きました。それと、今回、女性委員さんが農業者年金加入をピーアールする番組を作ってサンサンテレビで放送されました。初めての試みでしたが、よくできていました。お疲れ様でした。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、まず議事録署名委員の指名を致します。三島委員、今井委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第62号 農用地利用計画変更の承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条による農地利用計画変更について申し出を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは、整理番号1 計画変更は除外になります。土地の所在が、国頭字中甫仁〇〇 畑 面積が2,974㎡の内の4㎡ 申請人が東京都世田谷区の〇〇株式会社 変更理由が、無線基地局でコンクリートの柱にアンテナの設置を行うとのこと。権利の種類が賃借権、貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏で、対価が年間〇〇万円です。農地転用の許可不要案件なのですが、農用地区域内ですので、事前に除外の必要があり、今回の申請になりました。皆さんがお持ちの、「農地・農業の法律相談ハンドブック」の82, 83ページに詳しい説明がありますので、ご確認下さい。土地改良区、農協、耕地課からの意見聴取で、問題ありません、との回答を頂いています。以上です。審議をお願いします。</p>

議 長	<p>質問は、ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、承認される方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成という事で、承認したいと思います。次、議案第63号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、申請番号1 権利の種類が所有権移転です。土地の所在が皆川字朝知野〇〇 普通畑 農用区域内 3,454㎡ 他6筆 合計面積18,038㎡ 譲渡人が古里〇〇番地の〇〇氏、譲受人が古里〇〇番地の〇〇氏、息子さんへの贈与になります。申請事由が経営規模拡大の為になります。申請番号2 権利の種類が所有権移転です。土地の所在が大城字川嶺〇〇 普通畑 農用区域内 1,230㎡ 他2筆 合計面積5,620㎡ 譲渡人が兵庫県在住の〇〇氏で譲受人が大城〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が経営規模拡大の為になります。反当り〇〇万円で全面積で〇〇万円になります。農業委員のあっせんによる売買です。どちらも、下限面積は満たしています。以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため許可要件すべてを満たしていると考えられます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1の補足説明等はありませんか、徳永委員。</p>
徳永委員	<p>はい、親子間の贈与ですので、特に問題はありません。以上です。</p>
議 長	<p>申請番号2の補足説明はありますか、谷山委員。</p>
谷山委員	<p>はい、所有者は、兵庫県在住で、この農地を売買したいとの相談がありましたので、現耕作者の〇〇氏に買う意思があるか確認したところ、買いたいという事でしたので、この売買になりました。以上です。</p>
議 長	<p>質問等は、ありませんか。</p>
三島委員	<p>売買価格の〇〇万円は、安くないですか。</p>
谷山委員	<p>はい、3筆の売買になるのですが、2筆は大変条件が悪い為に大変安い価格になってしまいました。3筆合計の平均になるとこの金額になります。</p>
議 長	<p>他に質問等は、ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、採決します。許可に賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	<p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成という事で許可します。次に、議案第64号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明します。皆さんのお手元にお配りしてあります、令和3年3月24日公告予定 農用地利用集積計画集計表をご覧ください。利用権設定が18件、総集積面積が、105,919㎡になります。内訳ですが、相対の使用貸借が、2件で、6,280㎡、賃貸借が5件で、13,187㎡になります。公社との使用貸借が、4件で、50,896㎡、賃貸借が7件で、35,556㎡でした。申請番号12と13は、耕作者変更になりますので、合計面積には入っていません。以上の契約は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>今の説明は、議案第64号65号の二つとも説明した事になりますよね。議案第64号と65号を分ける必要があるのですか。</p>
事務局	<p>議案が分かれているのは、相対でしたら基盤強化法第19条で審議する必要があるのですが、公社との場合は農地中間管理事業法第19条の2で審議してもらうので、議案入力の際にこの様な形になります。</p>
議長	<p>そういう事でしたら、次回からは、一括審議にしたいと思います。質問等は、ありませんか。</p>
川畑委員	<p>質問ではないのですが、議案の貸付面積の欄に公社との AtoA の契約の面積も含まれているのですが、条件の悪い畑を人に貸して、条件の良い畑を借りたりする人を見分けるには、どうしたらいいですか。</p>
事務局	<p>農地台帳とかでチェックしてもらうか、又は、議案を印刷する前に手書きで付け加えるしかないと思います。</p>
議長	<p>システム上、こうなってしまうという事は、我々が審議する際に気を付けて調査するとか、認識をもって議案を見ていかなければならないですね。</p>
事務局	<p>農地利用集積等の案件の全ては委員さんのあっせんによるものですので、ご自分であっせんした案件については、責任を持ってしっかり確認をして、あっせんしていただきたいと思います。どうしても、確認ができない場合は、</p>

	<p>事務局で対応します。それと，議事参与の制限についてですが，4月から利用権設定でも，ご自身やご家族の案件がある場合には，退席はしなくてよいのですが，採決には参加できません。農地法3条・4条・5条も同じですので，よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>今の局長の説明を，4月の総会の時に推進委員も交えてもう一度，説明をしてもらいたいと思います。他に，質問等は，ありませんか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>それでは，議案第64号65号を併せて採決します。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全委員 挙手）</p> <p>全委員賛成という事で許可します。それでは，議案第66号 農地のあっせん申出の取下げについて 農地のあっせん申出書の取下げを，別紙のとおり受理したので審議を求める。事務局，お願いします。</p>
事務局	<p>はい，売りのあっせん申出の取下げが1件出ています。土地の所在が，瀬名字東山〇〇 普通畑 3,714㎡ 申出者が，瀬名〇〇番地の〇〇氏です。令和2年の1月の総会にあっせん申出が出ていました。理由としては，自己都合によりとなっていますが，売れる見込みがないので取り下げたいとのことです。以上です。</p>
議長	<p>現在の耕作者は，誰ですか。</p>
事務局	<p>本人が耕作しています。</p>
村山委員	<p>何人かに声をかけてみたのですが，いい返事は，いただけませんでした。</p>
議長	<p>それでは，採決します。取下げに賛成の方は，挙手をお願いします。</p> <p>（全委員 挙手）</p> <p>全委員賛成という事で，許可します。それでは，議案第67号 非農地証明書の発行について 下記の者から非農地証明願いを受理したので，調査委員による現地調査内容の報告後に審議を求める。事務局，説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい，説明します。3月17日に代理人の福山さん立会いのもと，今井委員と盛田委員と私で現地調査を行いました。願出人が，国頭〇〇番地の〇〇氏で土地の所在が，国頭字中甫仁〇〇，登記地目が畑で現況が公衆用道路の</p>

	<p>一部で、面積が17㎡です。農用区域からは、除外されていますが、畑の広がりがあるので一種農地に該当すると思われます。土地の現況としまして、申請地は、平成元年4月20日に隣地と一緒に〇〇番から分筆され、隣地は、平成元年10月30日に転用許可を受けています。申請地の奥の宅地と隣地への生活用道路として利用され、現況は公衆用道路の一部となっています。調査者の意見としましては、申請地は、和泊町役場から北東へ約6kmに位置し、農業振興地域内で、南側の隣接農地から10ha以上の農地の広がりがあるので、第一種農地に該当する。また、公共事業未整備地で、周辺の宅地に接し、集落接続農地に該当する。現況は公衆用道路の一部で、面積も小さい。また、「農地に復元する為の物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当する。以上のことから、申請地は非農地として判断することは、やむを得ないものと思われます。今回の申請は、宅地を売買する為に、宅地の入り口が農地であるのはおかしいという事で上がってきました。審議をお願いします。</p>
議長	<p>質問等は、ありませんか。 (なしの声) 許可に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成という事で、許可します。それでは、合意解約の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、5件の合意解約が上がってきました。整理番号1と3が耕作者の変更の為、整理番号2と4が売買の為、整理番号5が自己都合となっています。以上です。</p>
議長	<p>では、次、相続の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1件の届出がありましたので報告します。土地の所在が、国頭字黒瀬〇〇畑 1,851㎡ 他1筆 合計面積が4,120㎡です。被相続人が〇〇氏で権利を取得した者が神戸市在住の〇〇氏で貸のあっせん希望は有りです。現在の耕作者が、国頭〇〇番地の〇〇氏で、契約が出来れば良いと思います。</p>
議長	<p>今井委員、盛田委員の二人で契約をお願いして下さい。</p>
事務局	<p>令和2年賃借料の情報提供について、農地「貸したい・借りたい」一巡目総点検アンケート等について、農地利用最適化交付金について、令和2年度</p>

	版「農家相談の手引き」無料配布について…
議長	<p>質問等は，ありませんか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>次期総会は，令和3年4月23日（金） 午前9時からこの会場です。</p> <p>以上を持ちまして，本日の総会を終わります。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年3月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____